

## 平成 30 年度 第 1 回 金沢市歴史まちづくり協議会

日 時：平成 30 年 10 月 1 日（月） 13:30～14:50

会 場：金沢市役所 7 階 第 4 委員会室

出席委員：山崎（達）会長、宇佐美委員、川崎委員、北浦委員、山崎（幹）委員、  
鈴見委員（代理：前田委員）、浜田委員（代理：日出平委員）、  
田村委員（代理：安委員）、嶋浦委員、山田委員、磯部委員

事務局：歴史都市推進課 高木課長、石浦町家保全活用室長、  
福塚係長、石田主査、泉主査、大字主任技師

関係課：文化財保護課 飯田課長  
誘客推進室 小原室長  
景観政策課 松矢課長  
無電柱化推進室 木谷室長

- 1 開会
- 2 歴史都市推進課長あいさつ
- 3 会長選任 山崎（達）委員選任
- 4 会長あいさつ
- 5 会長代理選任 北浦委員選任
- 6 議事

### 議事

#### 1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）の概要について …（資料 1）

～事務局より説明～

（北浦委員）

（資料 1）P2 の「社会的環境」について、外部へ説明をする際は、写真をもう少し標題にあったものにしてはどうか。

（山崎(達)会長）

産業的な要素の写真が多く、社会的環境という見出しとの整合が市民に伝わりにくいところがあるかもしれない。

社会的環境という言葉が計画へ入れることは規定されているのか。

（北浦委員）

社会的環境という見出しはいいので、写真と文章を見出しに合ったものへ修正しても

らえればいいと思う。具体的には、人口や産業のことなどについての記述はどうか。

(事務局)

国から示されている様式で、社会的環境については、人口や市の沿革、土地利用、産業等を記載することとなっており、計画書本編では、それらが記載されているので、本資料についても、今後、記載内容について工夫をしていきたい。

(宇佐美委員)

重点区域の範囲と、社会的環境で示している醤油や日本酒の製造、加賀野菜が行われている地域に差違があるように感じるが。

(事務局)

委員のご指摘のとおりで、例えば大野などは重点区域から外れている。本計画は、今後10年間の計画となっており、特にこの10年で力を入れて取り組みを進めるが重点区域である。まずは本計画の重点区域に係る取り組みを進めて、その後、それ以外の区域についての取り組みを行ってきたい。

(川崎委員)

今回の第2期計画は、今年2月に策定し、3月に認定を受けたが、計画の修正、見直しは10年に1回か。

(事務局)

計画の修正、見直しは随時行っていく。その際に、本協議会にお諮りをしてご意見を賜ることになる。

(川崎委員)

資料にあるように、中間評価みたいなことをやっていくということでよいか。

(事務局)

その通りである。

(山崎(達)会長)

それでは、金沢市歴史的風致維持向上計画(第2期)の概要については、これで終わります。

## 2) 歴史的風致形成建造物の再指定について … (資料2)

～事務局より説明～

(宇佐美委員)

前計画で指定を行っているもの全てが戦前のものであるが、何か時代的に戦前とするお考えがあるのか。また、年代に基づく条件があるのか。

(事務局)

指定基準は(資料1) p8 に示したとおりであり、その他の条件や制約はない。

(宇佐美委員)

それでは、今後は戦後のものも可能性はあるのか。

(事務局)

可能性はある。ただ、指定にあっては歴史的風致を形成している建造物ということが第一条件にあるので、金沢のまちが形成されてきた過程を考えると、藩政期が中心となって、その影響を受ける明治、大正と繋がっていくため、必然的に戦前の建造物が多くなる。また、例えば、こまちなみ保存条例に基づく保存建造物等は、昭和25年以前の建築基準法施行以前の建造物を対象としていることも、戦前建造物が多くなっていることと関係している。

(川崎委員)

指定は重点区域に限るのか。そうであれば、区域から外れているこまちなみ保存区域(金石・大野)は条例を基本とした制度でコントロールしていくのか。

(事務局)

その通りである。

(北浦委員)

指定建造物に、用水や庭が少ないように感じる。先日土木遺産にも認定された辰巳用水を指定してはどうか。

(事務局)

辰巳用水は、国指定史跡となっているため、現行制度では指定をすることができない。

(安委員)

国指定史跡は基本的に兼六園までの区間であり、それ以降であれば問題ないのではな

いか。

(事務局)

国指定史跡以外の路線であれば、保全指定用水でもあるため指定を行うことは可能であるので、今後検討していきたい。

(山崎(達)会長)

指定にあたっては、市民への公表等の手続きに十分配慮をおねがいします。

それでは、歴史的風致形成建造物の再指定について、ご承認いただいてよろしいか。

一同、承認

### 3) 金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画(案)について …(資料3)

～事務局より説明～

(宇佐美委員)

計画書(案) p4 の御細工所の記述について、金沢箔、加賀友禅、大樋焼は直接的には御細工所とは関係ないように思うが。

(山崎(達)会長)

広い意味では、影響があったかもしれないが、誤解を招かないような記述にしてはどうか。本来的には、金沢仏壇や金工、加賀象嵌といったことを記載すれば問題ないと思う。

(事務局)

修正を行う。

(川崎委員)

国からの支援制度の内容について、支援期間や補助率等の前提を確認したい。

(事務局)

計画期間は特に規定はないものの全国的に概ね2～3年となっており、補助率については、自治体が1/2、民間が1/3となっている。

(北浦委員)

計画書(案) p1 で、金沢城跡と記載されているが、県は金沢城公園となっている。「跡」

は付けるべきなのか。

(宇佐美委員)

県は、金沢城整備を始めてから「跡」を取っている。県とのすり合わせは必要なのではないか。

(日出平委員)

都市公園としての名称は「跡」を付けず、金沢城公園としている。

(事務局)

市としては、昨年度第2期計画を策定するにあたり、第2期計画本編 p53 の最下段の注記に、その呼称について整理を行っており、それに従って金沢城跡としている。

(川崎委員)

何が正しいという議論ではなく、外国語標記にする際に、ある程度分かり易く統一感を持って表記した方がいいのではないかとということが、質問の趣旨であると思うが。

(山崎(達)会長)

出来るだけシンプルに表記を行うこととしていただきたい。

(事務局)

意見を踏まえて対応したい。

(山崎(達)会長)

それでは、金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について、ご承認いただいてよろしいか。

一同、承認

閉会